

「憲法」を学ぶ

第6回 憲法9条の

一般的な解釈



9条1項は、まず、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希

手国に強要すること」の三つを放棄しています。もっとも、9条1項には、「国際紛争を解決する手段としては」という留保がついていることから、国際法上の用語例に従い、侵略戦争のみが放棄され、自衛戦争は放棄されていない

目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定められています。ここに「前項の目的を達するため」と記載され、1項は侵略戦争のみを放棄している

衛のための戦力と侵略のための戦力を区別することは実際には不可能である以上、当然の解釈です。そして、交戦権とは、敵国の兵力の殺傷などの交戦国に認められている諸権利のことであり、これも否定されています。

力はその自衛力にあたるので合憲であるとしています。ところが学者と政府の最たる違いです。

悲惨な体験の反省に基づいて

9条には様々な解釈がありますが、一般的な解釈を説明します。

◇ ◇ ◇

日本国憲法は、第二次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争についての深い反省に基づいて、平和主義を基本原理として採用し、その具体化として憲法9条を定めました。

求し」と述べて、戦争放棄の動機を一般的に表明したのち、「国権の発動たる戦争（宣戦布告等で始まる国際法上の戦争）」、「武力の行使（宣戦布告等なしで行われる事実上の戦争）」、「武力による威嚇（武力を背景にして自国の主張を相

この解釈が一般的です。しかし、後述のとおり9条2項で「戦力の不保持」が定められているので、結局は自衛戦争を行うことはできません。

しかし、一般的には、この「前項の目的を達するため」とは、1項に定められた「日本国民が正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求するため」という意味であり、結局はあらゆる「戦力」を放棄している

しかし、学問上の一般的な解釈では、この「戦力」とは警察力を超える実力なので、自衛隊は違憲となります。そこで、現在の安倍内閣も含めた政府解釈では、戦力と警察力との間に、自衛力（自衛のための必要な最小限度の実力）との概念を定め、自衛隊の実

なお、以上の政府解釈は、いかにして「自衛隊による個別的自衛権の行使」を合憲とするかという、ぎりぎりの解釈であり、これまでの政府解釈では「集団的自衛権」が認められないことは当然の前提でした。ところが、2015年安保法制において集団的自衛権の行使を認め、さらに自衛隊を明記する改憲の動きがありますが、それらの問題点については、次回以降で解説したいと思います。

東京北法律事務所
坂田洋介 弁護士